

不利益処分一覧

				部局名	農業委員会事務局
				課名	農業委員会事務局
No.	根拠	根拠規定の名称	条項	不利益処分の内容	
1	法令	農地法	第3条の2第2項	農地等の権利移動に対する許可の取消し	
2	法令	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第3項	特定農地貸付けの承認の取消し	

処分基準整理票

		基準所管課	部 局 名	農業委員会事務局	
		No.		課 名	農業委員会事務局
				1	
処 分 権 者	農業委員会				
不 利 益 処 分 の 内 容	農地等の権利移動に対する許可の取消し				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	農地法	第3条の2第2項			
基 準 規 定	農地法	第3条の2第2項			
処 分 基 準	<p>【農地法】 (農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等) 第三条の二 (略) 2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。 一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。 二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p>				
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	—				

処分基準整理票

		基準所管課	部局名	農業委員会事務局
		課名		農業委員会事務局
		No.		2
処分権者	農業委員会			
不利益処分の内容	特定農地貸付けの承認の取消し			
根拠規定／基準規定	規定の名称	条項		
根拠規定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第3項		
基準規定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第3項		
処分基準	(特定農地貸付けの変更等) 第四条 3 農業委員会は、法第三条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。			
聴聞・弁明手続	聴聞			
基準設定日	平成29年12月28日			
最終更新日	—			